

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十一号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前		
(名称、目的等) 第十九条 (略)	主管局課 総務局 総務課	名称 (略)	目的 (略)	主管局課 総務局 総務課	名称 (略)	目的 (略)
	広島県 個人情報 報保護 審議会	一 広島県個人情報 の保護に関する法 律施行条例の規定 に基づき、同条例 第二条第二項に規 定する実施機関の 諮問に応じ、同条 例の運用に関する 重要な事項及び行 政手続における特 定の個人を識別す るための番号の利 用等に関する法律 （平成二十五年法 律第二十七号）第 二条第十項に規定 する特定個人情報 ファイルの取扱い に関する重要な事 項について調査審 議し、答申するほ か、必要に応じ意 見を述べること。	一 広島県個人情報 の保護に関する法 律施行条例の規定 に基づき、同条例 第二条第二項に規 定する実施機関の 諮問に応じ、同条 例の運用に関する 重要な事項及び行 政手続における特 定の個人を識別す るための番号の利 用等に関する法律 （平成二十五年法 律第二十七号）第 二条第九項に規定 する特定個人情報 ファイルの取扱い に関する重要な事 項について調査審 議し、答申するほ か、必要に応じ意 見を述べること。	二 (略)	二 (略)	二 (略)
2-4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(名称、位置及び所管港湾等) 第一百五条 (略)		名称 広島県広島港 湾振興事務所	位置 広島市南区出 島一丁目	(略)	(略)	(略)
(名称、位置及び所管港湾等) 第一百五条 (略)		名称 広島県広島港 湾振興事務所	位置 広島市南区宇 品海岸一丁目	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。